



2023年9月26日

各 位

会社名 株式会社 TSOON  
(コード番号 3456 TOKYO PRO Market)  
代表者名 代 表 取 締 役 金子 勇樹  
問合せ先 取締役経営管理部長 二村 孝博  
T E L : 052-589-1441  
U R L : <https://www.tsoon.co.jp>

## 臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、2023年9月26日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を招集するための基準日を設定するとともに、本臨時株主総会を2023年11月29日（予定）に開催し、本臨時株主総会において「上場廃止申請の件」を付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、本臨時株主総会の特別決議を経た上で上場廃止申請をすることになります。

### 記

#### 1. 上場廃止申請を行う理由

当社は2015年3月に東京証券取引所 TOKYO PRO Market 上場をいたしました。株式上場によって顧客の拡大や優秀な人材の採用ができ、当社の主力事業である不動産特定共同事業の実績も積み上げ社会的信頼性や認知度向上により、当初目標としていた資金調達の実現が実現できました。株式上場は更なる成長、飛躍をもたらす基盤として、一定の目的を果たしたと認識しております。

しかし、今後、経営環境が厳しくなる中、より一層スピード感のある経営判断や経営の自由度が求められることに即応するため、関東圏への更なる拡大を迅速に推進するため、そして何よりもグループ会社とのシナジー効果を期待できると判断し、上場廃止申請をすることが妥当であるとの結論に至りました。

ただし、当社は、上場適格性維持に関して、以下のような点について担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社から懸念を示されており、そのことも、今回、上場廃止申請を行う理由となっております。

- ・2023年8月28日付開示資料「会計監査人からの辞任通知受領に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社の会計監査人である監査法人コスモスより、当社の会計監査人を辞任したい旨の通知書を受領し、現在のところ後任の一時会計監査人候補者の

選定はできておりますが、契約は今後進めてまいります。

- ・2023年9月4日付開示資料「2023年6月期計算書類及びその附属明細書に対する監査意見不表明に関するお知らせ」のとおり、当社は、2023年8月28日に、2023年6月期の計算書類及びその附属明細書に関し、当社の会計監査人である監査法人コスモスより、会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査及び会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領しております。

意見不表明の根拠としては、関連当事者取引について会社から提供された監査証拠が、監査実施過程で入手した他の定性的な情報と不整合である点が散見されたこと及びそれは他の監査手続によっても確認又は検証することができなかつたためです。その結果、関連当事者取引の正確性、網羅性及び期間帰属について不十分な監査証拠のみの入手に留まり、関連当事者取引に係る計算書類を構成する数値に関して修正が必要となるか否かについて判断することが出来なかつたとの説明を当社は監査法人コスモスより受けております。

- ・本日（2023年9月26日）、別途開示している「2023年6月期発行者情報の提出遅延に関するお知らせ」のとおり、当社は、2023年6月期の決算業務において、2023年6月期になって関連当事者取引が極端に増加したことなどを監査法人コスモスより指摘されていたことなどにより、監査法人コスモスとの折衝に時間を要している中、9月11日に第15期定時株主総会招集通知を発送した後においても、監査法人コスモスより関連当事者取引に関して会計処理の一部修正を指摘されておりました。そして現時点で、監査法人コスモスによる2023年6月期の金融商品取引法に係る監査が終了する目途が2023年10月下旬（目途）となっていることから、2023年6月期発行者情報について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第1項に定める期限（2023年9月30日）までに提出できないこととなりました。

## 2. 本臨時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により、株主総会の特別決議を要することとなっているため、11 月に開催予定の臨時株主総会において、上場廃止申請の件を付議いたします。

当該株主総会における可決承認を経て、同日、上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し、受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20 営業日後に上場廃止となる予定です。

(1) 臨時株主総会招集事項決議	2023 年 9 月 26 日
(2) 基準日公告の開始	2023 年 10 月 9 日 (予定)
(3) 本臨時株主総会の基準日	2023 年 10 月 24 日 (予定)
(4) 株主名簿確定	2023 年 11 月 1 日 (予定)
(5) 招集通知発送日	2023 年 11 月 14 日 (予定)
(6) 本臨時株主総会開催日	2023 年 11 月 29 日 (予定)
(7) 上場廃止申請書の提出日	2023 年 11 月 29 日 (予定)
(8) 上場廃止日	2023 年 12 月 27 日 (予定)

## 3. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程より当社が TOKYO PRO Market に上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの間は担当 J-Adviser としての業務を継続する予定であると説明を受けております。

以上